

JCL 外国語学院規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、世界を舞台に活躍する人材の育成を図り、もって世界平和と日本と生徒母国との友好の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、JCL 外国語学院という。

(所在地)

第3条 本学は、京都府京都市伏見区深草西浦町六丁目 4 番地に置く。

第2章 課程、修業期間、収容定員及び、休業日

(課程・修業期間・収容定員)

第4条 本学の課程、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第1部・第2部	課程名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	進学2年課程	2年	40名	2クラス	4月生
			76名	4クラス	4月生
1月生1月生	進学1年9か月課程	1年9か月	60名	3クラス	7月生
			57名	3クラス	7月生
	進学1年6か月課程	1年6か月	40名	2クラス	10月生
	進学1年3か月課程	1年3か月	20名	1クラス	1月生
	日本文化・言語2年課程	2年	20名	1クラス	4月生
	小 計		313名	16クラス	
第2部	進学2年課程	2年	100名	5クラス	4月生
			19名	1クラス	4月生
	進学1年9か月課程	1年9か月	80名	4クラス	7月生
			38名	2クラス	7月生
	進学1年6か月課程	1年6か月	40名	2クラス	10月生
	進学1年3か月課程	1年3か月	20名	1クラス	1月生
	日本文化・言語2年課程	2年	20名	1クラス	4月生
小 計			317名	16クラス	
計			630名	32クラス	

(始期・終期等)

第5条 本学の各課程は、4月、7月、10月、1月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から6月30日まで
- (2) 第2学期 7月1日から9月30日まで
- (3) 第3学期 10月1日から12月31日まで
- (4) 第4学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本学の授業の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏期休業 (7月下旬から8月中旬まで)
- (4) 冬期休業 (12月下旬から1月上旬まで)
- (5) 春期休業 (3月下旬から4月上旬まで)

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、午前9時から午後4時45分までとする。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

(1) 進学2年課程

参照枠	レベル設定	到達目標 (Can do)	1週あたりの授業時間数	期間 (月数・週数)	合計授業時間数
A1	初級	日常的表現と基本的な言い回しを理解し、それらを用いて具体的なニーズを充足したりタスクを達成するために、相手の助けを借りながら簡単なやりとりができる。	20 単位時間	2.75 か月・11 週間	220 単位時間
A2	初中級	自身と直接関係がある日常生活の領域でよく使われる文や表現が理解できる。簡単かつ日常的な範囲なら、情報交換ができる。自身に関連する事柄を簡単な言葉で説明できる。	20 単位時間	2.75 か月・11 週間	220 単位時間
B1	中級Ⅰ	仕事や学校、娯楽などで出会う身近な話題について、標準的な話し方であれば、要点が理解できる。身近で個人的に関心がある話題であれば、簡単に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	4 か月・16 週間	320 単位時間
B2	中級Ⅱ	やや複雑な話題の内容でも理解できる。個人的に関心がある話題について、論理的かつ明確に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	4.75 か月・19 週間	380 単位時間
B2	中上級	具体的なものにとどまらず、抽象的な話題や、より複雑な話題でも要点が理解でき、広範囲の話題について、論理的かつ明確に自己の視点が説明できる。	20 単位時間	4.75 か月・19 週間	380 単位時間

(2) 進学1年9か月課程

参照枠	レベル設定	到達目標 (Can do)	1週あたりの授業時間数	期間 (月数・週数)	合計授業時間数
A1	初級	日常的表現と基本的な言い回しを理解し、それらを用いて具体的なニーズを充足したりタスクを達成するために、相手の助けを借りながら簡単なやりとりができる。	20 単位時間	2.5 か月・10 週間	200 単位時間
A2	初中級	自身と直接関係がある日常生活の領域でよく使われる文や表現が理解できる。簡単かつ日常的な範囲なら、情報交換ができる。自身に関連する事柄を簡単な言葉で説明できる。	20 単位時間	2.5 か月・10 週間	200 単位時間
B1	中級Ⅰ	仕事や学校、娯楽などで出会う身近な話題について、標準的な話し方であれば、要点が理解できる。身近で個人的に関心がある話題であれば、簡単に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	3.75 か月・15 週間	300 単位時間
B2	中級Ⅱ	やや複雑な話題の内容でも理解できる。個人的に関心がある話題について、論理的かつ明確に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	4 か月・16 週間	320 単位時間
B2	中上級	具体的なものにとどまらず、抽象的な話題や、より複雑な話題でも要点が理解でき、広範囲の話題について、論理的かつ明確に自己の視点が説明できる。	20 単位時間	4 か月・16 週間	320 単位時間

(3) 進学1年6か月課程

参照枠	レベル設定	到達目標 (Can do)	1 週あたりの授業時間数	期間 (月数・週数)	合計授業時間数
A 1	初級	日常的表現と基本的な言い回しを理解し、それらを用いて具体的なニーズを充足したりタスクを達成するために、相手の助けを借りながら簡単なやりとりができる。	20 単位時間	1.5 か月・6 週間	120 単位時間
A 2	初中級	自身と直接関係がある日常生活の領域でよく使われる文や表現が理解できる。簡単かつ日常的な範囲なら、情報交換ができる。自身に関連する事柄を簡単な言葉で説明できる。	20 単位時間	2.5 か月・10 週間	200 単位時間
B 1	中級 I	仕事や学校、娯楽などで出会う身近な話題について、標準的な話し方であれば、要点が理解できる。身近で個人的に関心がある話題であれば、簡単に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	3 か月・12 週間	240 単位時間
B 2	中級 II	やや複雑な話題の内容でも理解できる。個人的に関心がある話題について、論理的かつ明確に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	3.75 か月・15 週間	300 単位時間
B 2	中上級	具体的なものととどまらず、抽象的な話題や、より複雑な話題でも要点が理解でき、広範囲の話題について、論理的かつ明確に自己の視点が説明できる。	20 単位時間	3.5 か月・14 週間	280 単位時間

(4) 進学1年3か月課程

参照枠	レベル設定	到達目標 (Can do)	1 週あたりの授業時間数	期間 (月数・週数)	合計授業時間数
A 1	初級	日常的表現と基本的な言い回しを理解し、それらを用いて具体的なニーズを充足したりタスクを達成するために、相手の助けを借りながら簡単なやりとりができる。	20 単位時間	1 か月・4 週間	80 単位時間
A 2	初中級	自身と直接関係がある日常生活の領域でよく使われる文や表現が理解できる。簡単かつ日常的な範囲なら、情報交換ができる。自身に関連する事柄を簡単な言葉で説明できる。	20 単位時間	2.5 か月・10 週間	200 単位時間
B 1	中級 I	仕事や学校、娯楽などで出会う身近な話題について、標準的な話し方であれば、要点が理解できる。身近で個人的に関心がある話題であれば、簡単に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	2.5 か月・10 週間	200 単位時間
B 2	中級 II	やや複雑な話題の内容でも理解できる。個人的に関心がある話題について、論理的かつ明確に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位時間	3 か月・12 週間	240 単位時間
B 2	中上級	具体的なものととどまらず、抽象的な話題や、より複雑な話題でも要点が理解でき、広範囲の話題について、論理的かつ明確に自己の視点が説明できる。	20 単位時間	3 か月・12 週間	240 単位時間

(5) 日本文化・言語2年課程

参照枠	レベル設定	到達目標 (Can do)	1 週あたりの授業時間数	期間 (月数・週数)	合計授業時間数
A 1	初級	日常的表現と基本的な言い回しを理解し、それらを用いて具体的なニーズを充足したりタスクを達成するために、相手の助けを借りながら簡単なやりとりができる。	20 単位時間	2.75 か月・11 週間	220 単位時間

A 2	初中級	自身と直接関係がある日常生活の領域でよく使われる文や表現が理解できる。簡単かつ日常的な範囲なら、情報交換ができる。自身に関連する事柄を簡単な言葉で説明できる。	20 単位 時間	2.75 か月・ 11 週間	220 単位時間
B 1	中級 I	仕事や学校、娯楽などで出会う身近な話題について、標準的な話し方であれば、要点が理解できる。身近で個人的に関心がある話題であれば、簡単に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位 時間	4 か月・ 16 週間	320 単位時間
B 2	中級 II	やや複雑な話題の内容でも理解できる。個人的に関心がある話題について、論理的かつ明確に意見を述べたり理由を説明したりすることができる。	20 単位 時間	4.75 か月・ 19 週間	380 単位時間
B 2	中上級	具体的なものととどまらず、抽象的な話題や、より複雑な話題でも要点が理解でき、広範囲の話題について、論理的かつ明確に自己の視点が説明できる。	20 単位 時間	4.75 か月・ 19 週間	380 単位時間

(クラス編成)

第 9 条 クラスは、同時期に在籍する生徒を、希望進路及び日本語能力別に 20 名以下ごとに分けて編成する。

(学習の評価)

第 10 条 学習の評価は、各学期ごとに、試験成績、出席状況、課題提出状況等を総合して決定し、4 段階評価とする。

(教職員組織)

第 11 条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 32 名以上（うち本務等教員 16 名以上）
 - (4) 生活指導担当者
 - (5) 事務職員
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 章 入学、在籍、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 12 条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12 年以上の学校教育を修了している者又は修了が見込まれる者
- (2) 品行、学力共に優秀な者
- (3) 日本語初級レベルを既に学習した者
- (4) 日本留学に必要な経済能力を有する者

(入学時期)

第 13 条 本学への入学は、年 4 回とし、その時期は 1 月、4 月、7 月及び 10 月とする。

(入学手続)

第 14 条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第 19 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第 19 条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(在籍)

第 15 条 本学に在籍できる者は、「留学」の在留資格を以って本邦に在留する外国人とする。

- 2 「留学」以外の中長期の在留資格を以って本邦に在留する外国人及び日本人は、「聴講生」として授業を受講することができる。
- 3 短期の在留資格を以って本邦に在留する外国人は、「短期生」として授業を受講することができる。

(休学・復学)

第 16 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学・転学)

第 17 条 退学又は転学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了の認定)

第 18 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第 9 条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 課程の終期において、前項による各科目の修了状況等により課程の到達目標に達したと認定される者は、課程を修了するものとする。

3 校長は、前項により課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第 19 条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第 20 条 生徒が、刑罰等の法令に抵触する言動を行い、又はこの学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び除籍の 3 種とする。

3 前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 5 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第 21 条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

(1) 学費

課程名	入学検定料	入学金	授業料		施設費	設備費	教材費	保険料	健康管理費	計
進学 2 年 課程	35, 000	85, 000	1 年目	660, 000	100, 000	60, 000	16, 000	1, 000	4, 000	1, 802, 000
			2 年目	660, 000	100, 000	60, 000	16, 000	1, 000	4, 000	
			計	1, 320, 000	200, 000	120, 000	32, 000	2, 000	8, 000	
進学 1 年 9 か 月課程			1 年目	660, 000	100, 000	60, 000	16, 000	1, 000	4, 000	1, 637, 000
			2 年目	495, 000	100, 000	60, 000	16, 000	1, 000	4, 000	
			計	1, 155, 000	200, 000	120, 000	32, 000	2, 000	8, 000	
進学 1 年 6 か 月課程			1 年目	660, 000	100, 000	60, 000	16, 000	1, 000	4, 000	1, 461, 500
			2 年目	330, 000	100, 000	60, 000	8, 000	500	2, 000	
			計	990, 000	200, 000	120, 000	24, 000	1, 500	6, 000	
進学 1 年 3 か 月課程			1 年目	660, 000	100, 000	60, 000	16, 000	1, 000	4, 000	1, 216, 500
			2 年目	165, 000	50, 000	30, 000	8, 000	500	2, 000	
			計	825, 000	150, 000	90, 000	24, 000	1, 500	6, 000	
日本文化・言 語 2 年課程			1 年目	660, 000	100, 000	60, 000	16, 000	1, 000	4, 000	1, 802, 000
			2 年目	660, 000	100, 000	60, 000	16, 000	1, 000	4, 000	
			計	1, 320, 000	200, 000	120, 000	32, 000	2, 000	8, 000	

(2) 寮費

300,000 円から (年額)

(納入)

第 22 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、学費を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から学費を免除することがある。

(滞納)

第 23 条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、学費を 2 か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

2 校長は、前項の規定により退学を命じられた生徒がこれに応じない場合、当該生徒を除籍することができる。

(生徒納付金の返還)

第 24 条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、第 15 条の規定により退学の許可を受けた者は、申し出により、既に納入した授業料及び寮費が相当する期間が退学日以降 6 か月以上残余する場合に限り、6 か月分に相当する授業料及び寮費の返還を受けることができる。

第 6 章 雑 則

(寄宿舎)

第 25 条 寄宿舎に居住することを希望する生徒は、寄宿舎の収容人員範囲内で入居することができる。この場合においては新入生の希望者を優先する。

(健康診断)

第 26 条 健康診断は、入学後の早期及び入学から 1 年後の早期に実施する。

附 則

この学則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。